

申 入 書

2020（令和2）年8月20日

〒321-0962

宇都宮市今泉町2995-9

サイクルスポーツマネージメント株式会社 御中

〒321-0968

栃木県宇都宮市中今泉2丁目7番19号

適格消費者団体

特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク

理事長 山口 益 弘

TEL/FAX028-678-8000

当法人は、不特定かつ多数の消費者の利益のために、不当条項や不当勧誘等の是正に向けて、活動を行っているNPO法人であり、内部組織として、弁護士、消費生活相談員など消費者問題に関する専門委員を構成員とする委員会を有しております。2019（令和元）年6月26日に、内閣総理大臣から、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けています。

さて、貴社が定めていた「宇都宮ブリッツェンアシストクラブ会員規約」については、以前にも改定の申入れをさせていただきましたが、2018年10月1日から施行された「2019宇都宮ブリッツェン公式ファンクラブ会員規約」及び「宇都宮ブリッツェン公式ファンクラブ会費特約」についても、消費者契約法等に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる条項がありました。

つきましては、次に述べるとおり申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、令和2年9月25日までに上記連絡先宛に書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入書及び貴社からの回答の有無・内容等は、消費者契約法第27条に基づき、当法人において公表させていただく可能性があることを申し添えます。

記

第1 免責

2019宇都宮ブリッツェン公式ファンクラブ会員規約

第12条（自己責任の原則）

2 本サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合、又は会員と第三者の間で紛争が生じた場合、当該会員は事故（原文ママ）の責任と費用でこれを解決し、当社は一切の責任を負わない。

5 当社以外の第三者が会員に対して提供するサービス等の利用に関連して会員が損害を受けた場合、当社はいかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとする。

第16条（本会の終了）

1 当社は、3ヶ月前までに会員に対して告知することにより、当社の裁量で本会を終了し、会員に対するサービスの提供を中止することができる。

2 本条第1項の場合、本会及び本サービスの利用により会員又は第三者が被った損害等に関し、一切の責任及び損害賠償義務を負わない。

1 申し入れの趣旨

本件規約第12条2項、同条5項及び第16条2項を、本件規約から削除すること、または、いずれの条項についても、会員の損害について貴社に故意又は過失がある場合には、貴社は免責されない旨、変更することを求めま

す。

2 申し入れの理由

- (1) 消費者契約法 8 条 1 項 1 号及び同 3 号は、消費者契約において、①事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項（1 号）、消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項（3 号）をいずれも無効としています。
- (2) 本サービスの利用に関連し会員が受けた損害や本会及び本サービスの終了により会員が被った損害等について、これらが貴社の債務不履行及び不法行為により生じた場合でも、貴社が一切の責任及び損害賠償義務を負わないと規定する本件規約各条項は、具体的な事情の如何を問わず、会員の損害について、貴社の債務不履行又は不法行為による損害賠償責任の全部を免除する規定であり、消費者契約法 8 条 1 項 1 号及び同 3 号により無効となりえます。

第 2 年会費の不返還

2019 宇都宮ブリッツェン公式ファンクラブ会員規約

第 15 条（年会費）

- 3 当社は第 15 条に定める場合を除き、第 11 条の規定により有効期間内において会員資格が終了した場合を含み、理由の如何を問わず年会費を会員に対して返却しない。

1 申し入れの趣旨

支払い済みの年会費について、会員期間中の退会や会の終了の場合に、契約の残期間に応じた貴社に生ずべき平均的損害の範囲を超える部分を返還

するよう、2019宇都宮ブリッツェン公式ファンクラブ会員規約(以下「本件規約」といいます。)15条3項を変更することを求めます。

2 申入れの理由

(1) 消費者契約法9条1号は、当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるものについては、当該平均的な損害を超える部分については無効としています。

(2) 本件規約においては、支払済みの年会費について、理由の如何を問わず返却しない旨定められております(15条3項)が、会員期間の途中で会員が退会した場合や会が終了した場合に契約期間の残期間に応じて年会費の返金を行わない条項は、実質的に見て、解約に伴う違約金を定めるものと同様と考えられます。

したがって、実質的に見て解約に伴う違約金を定める本件規約第15条第3項は、貴社に生ずべき平均的損害の範囲を超える損害賠償額の予定又は違約金を定めるものであり、消費者契約法9条1号により無効となりえます。

第3 特約の随時変更

宇都宮ブリッツェン公式ファンクラブ会費特約

第3条（特約の変更）

- 1 当社は、本特約について、会員の下承を得ることなく、予告なしに新設制定や変更、改訂、廃止することができ、会員は予めこれを承諾する。
- 2 本特約の新設制定や変更、改訂、廃止は、当社が特別に定める場合を除き、本会のホームページに表示した時点から、その効力は生じるものとする。

1 申し入れの趣旨

宇都宮ブリッツェン公式ファンクラブ会費特約（以下「本件特約」といいます。）から第3条を削除することを求めます。

2 申し入れの理由

消費者契約法10条は、消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項であって、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものを無効と定めています。

契約は当事者の合意によって成り立つものであり、民法第521条以下の規定が当然の前提としており、規約内容を変更する場合にも原則として両当事者の個別的な合意が必要です。

よって、定型約款の変更についても、①定型約款の変更が、消費者一般の利益に適合するとき、または、②定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときに、個別的合意なく変更が認められるものです（民法第548条の4第1項参照）。

また、定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知する必要があります（民法第548条の4第2項参照）。

ところが、本件特約第3条1項は、上記①及び②のような限定をすることなく、貴社に一方的な特約の変更権を与えるものです。また、本件特約第3条2項は、本件特約の新設制定や変更、改訂、廃止において、ホームページで表示して周知する内容について、何らの定めもなされていません。

よって、本件会員規約第11条第1項は、法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項です。

また、本条項は、消費者にとって不利益変更となる場合でも、極めて広範な裁量権を貴社に留保する規程であって、消費者が予期しない不利益変更により不測の損害を被る可能性があり、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものです。

したがって、本件規約第11条第1項は、消費者契約法第10条により無効となりえます。